

出産世帯を応援します

【東温市出産世帯応援事業】

育児用品・時短家電・省エネ家電 購入費用を補助します

1. 対象者、助成金上限額

(表1)

区分	助成金上限額
令和7年4月1日以降に出産し、出産時夫婦とも35歳以下の世帯	300,000円
令和7年4月1日以降に出産し、出産時夫婦の両方又は一方が35歳を超える世帯	200,000円
令和7年3月31日以前に出産した世帯	200,000円

2. 対象要件（以下の要件すべてを満たす方）

- ① 夫婦どちらかが市内に住所を有し、かつ、居住する 令和6年4月1日以降に出産した世帯
- ② 申請時点において出生児童と現に同居し、主たる生計維持者として養育している方
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民であること
- ⑤ 生活保護法に基づく保護を受けていないこと
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと
- ⑦ 過去に同種の補助金を受けていないこと

3. 対象品

裏面参照

4. 助成対象期間

母子健康手帳発行日から、対象児童が1歳に達する前日までを対象期間とします。

【例】令和6年8月1日に母子健康手帳を発行し、令和7年2月1日に児童を出産した場合
→ 令和6年8月1日から令和8年1月31日までに購入した育児用品等が対象となります。

5. 申請回数、申請期限

出生後1年以内とし、申請は1回限りとします。

6. 補助（助成）額

表1の区分に定められた金額を限度に育児用品等の購入に掛かった費用を補助（千円未満切捨て）

7. 申請に必要なもの

- 申請書兼請求書（様式第1号）
- 内訳一覧表（様式任意）
- 領収書原本
- 保証書の写し、設置後の写真（家電の場合のみ）
- 口座番号が分かる通帳等の写し
- 配偶者等で市外に住所がある場合は住民票等生年月日が分かるもの
- 母子健康手帳



<申請・お問合せ先>

〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1

東温市教育員会 保育幼稚園課 子育て支援係（市役所4階 ②1番窓口）

TEL 089-964-4484



○具体的な対象品

対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品、衣類	紙おむつ（第1子の場合に限る）、おしりふき、ベビークリーム、ベビー服、よだれかけ等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電気ポット等）、フードプロセッサー
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（新基準（目標年度2027）での評価点とする）、照明器具、温水機器

注1) 省エネ家電は統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る）を対象とします。

注2) 品目がないものを対象とする場合は、育児に必要な理由や時短家電となる証明が必要となる場合があります。判断に迷う場合は市役所保育幼稚園課までお問合せください。

○よくある質問

Q：1歳未満の児童とともに東温市へ転入してきましたが、対象となりますか？

A：他市町で同様の補助を受けていなければ対象となります。ただし、申請時点で市在住期間3ヶ月以上が必要です。転入後に購入したものが対象となります。

Q：多胎児の場合の補助額はどうなりますか？

A：表1の上限額に人数を乗じた額となります。

Q：領収書は原本でないためですか？

A：不正防止等の観点から原本の提出をお願いします。

Q：ネットショッピングでの購入品も対象となりますか？

A：対象となりますが、対象製品であることや支払金額が確認できる場合に限りです。（領収書に代わる証明できるものがあれば可能です。）

Q：パソコンやスマートフォンも対象となりますか？

A：家事・育児に関する家電を対象としておりますので、対象になりません。

<ご注意ください>

所得の取り扱いについて

本事業の助成金は一時所得として扱われるため、特別控除額（最高50万円）を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。